

2021年6月8日

株 主 各 位

福岡市博多区博多駅東二丁目13番34号

ヤマエ 久野株式会社

代表取締役社長 大 森 礼 仁

第76期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第76期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2021年6月24日（木曜日）の午後5時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 福岡市博多区博多駅中央街4-23
オリエンタルホテル福岡 博多ステーション3階
「オリエンタルボールルーム山笠」
3. 目的事項
報告事項 1. 第76期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告の内容および計算書類の内容報告の件
2. 第76期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員
会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 株式移転による完全親会社設立の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

以 上

- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(下記)に掲載させていただきます。

・当社ウェブサイト <http://www.yamaehisano.co.jp/ir/index.html>

- ◎ 当日ご出席の場合
お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

- ◎ 書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月24日(木曜日)の午後5時30分までに到着するようご返送ください。

- ◎ インターネットによる議決権行使の場合
3頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社の指定する「議決権行使ウェブサイト」にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2021年6月24日(木曜日)の午後5時30分までに議案に対する賛否をご入力ください。

新型コロナウイルス感染症への対応について

<株主様へのお願い>

株主総会にご出席の株主様は、株主総会開催日時点での新型コロナウイルスの流行の状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

風邪症状がある方など体調不良の方におかれましては、株主総会へのご出席をお控えください。また、ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠をされている方におかれましては、株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。

議決権の行使は、書面またはインターネットによっても可能です。書面またはインターネットによる議決権の行使もご検討ください。

<当社の対応について>

株主総会会場におきましては、株主総会当日の状況に応じて、運営スタッフは事前に検温を実施し、体調を確認のうえ、マスク着用など、感染予防措置を講じてまいります。

今後、株主総会当日までの状況変化とその対応につきましては、上記の当社ウェブサイトにてお知らせします。

株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記 URL) にて議決権を行使することができます。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙の右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインのうえ、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) 議決権の行使期限は2021年6月24日(木曜日)午後5時30分までとなります。同時刻までに行使を終えていただく必要がありますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効とします。
- (4) 議決権行使コードおよびパスワード(株主様に変更されたものを含みます)は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。

(ご注意)

- ・パスワードは、行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な手段です。大切にお取り扱いください。なお、パスワードを当社よりおたずねすることはありません。
- ・パスワードは一定の回数間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・「議決権行使ウェブサイト」は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。
- ・インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

2. お問い合わせ先について

ご不明の点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**(以下)までお問い合わせください。

「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先

●電話(専用ダイヤル)

0120-768-524(通話料無料)

[受付時間] 9:00~21:00(土・日・祝日除く)

(添付書類)

事業報告

〔2020年4月1日から〕
〔2021年3月31日まで〕

I. 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

当期における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言解除後、一時的に景気回復が見られたものの、感染が収束せず、さらに第3波・第4波が到来したこともあり、以前にも増して先行き不透明な局面が継続しております。

このような環境の下、当社は、「グッド アンド ビッグカンパニー」を目指し、物流を伴う現物問屋として、安心・安全な商品の安定供給に努めるとともに、情報・物流・リテールサポート・品揃え・品質管理などの各機能を充実させ、総合力を活かした営業体制の構築と物流事業の拡大に努めてまいりました。また、新型コロナウイルス感染症拡大や自然災害等の中においても、「食」と「住」のインフラを担う中間流通企業としてお取引先と従業員の健康と安全確保に最大限配慮しながら、商品・サービスの安定供給を維持・継続し社会的使命を果たすとともに、「アフターコロナ」「ポストコロナ」時代を迎えても永続的な成長を可能とする事業基盤の強化に努めてまいりました。

当期における売上高は、新規取引先の獲得と既存取引先のシェアアップにより、3,967億37百万円（前期比5.8%減）となり、244億47百万円の減収となりました。

一方、利益面におきましては、販売益の確保ならびにローコストオペレーションの追求による経費の節減に努力いたしました結果、営業利益は18億97百万円（前期比3.1%減）となり、61百万円の減益、経常利益は18億75百万円（前期比8.0%減）を計上し、1億62百万円の減益となりました。当期純利益は、政策保有株式の縮減を実施し、投資有価証券売却益を特別利益に計上したことなどから26億70百万円（前期比80.6%増）となり、11億91百万円の増益となりました。

事業各部門の状況

事業部門別売上高ならびに事業部門別の事業概況は次のとおりであります。

部 門 別 売 上 高

(単位：百万円)

事業部門別 名 称	第 75 期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)		第 76 期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)		比較増減	
	売上高	構成比	売上高	構成比	金 額	前期比
食 品 関 連 事 業	317,951	%	295,544	%	△22,407	93.0
糖粉・飼料畜産関連事業	70,824	16.8	70,498	17.8	△326	99.5
住宅・不動産関連事業	32,308	7.7	30,600	7.7	△1,707	94.7
そ の 他 事 業	100	0.0	93	0.0	△6	93.9
合 計	421,184	100.0	396,737	100.0	△24,447	94.2

＜食品関連事業＞

食品関連事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で不要不急の外出・会食等の自粛やテレワークをはじめとする働き方の変化など、ライフスタイルが大きく変化したことに伴い、家庭用食材やEC（電子商取引）を中心とした通販の需要は旺盛だった一方、業務用食材・酒類については、Go To Eatキャンペーン事業により回復の兆しは見られたものの足元では需要の大幅な減少が続いております。

加工食品関連では、消費者の節約志向や低価格志向は根強いものの、ニューノーマル（新常態）を意識した商材等の提案に努めるとともに、新規顧客の獲得を進めてまいりました。

物流においては、顧客の変化に対応すべく、物流拠点の統廃合や在庫集約等に積極的に取り組むとともに業務全体の効率化に取り組み、共同配送事業の拡大と庫内改善活動の強力推進により物流品質の向上や機能充実とコスト削減に努めてまいりました。また、少子高齢化、労働人口減少に対応すべく、AI、自動化設備等、庫内の機械化による省人化・作業の効率化、労働環境の整備を進めてまいりました。

生鮮食品関連では、農産物は安定した天候により豊作であったことに加え、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた業務用市場の低迷により供給過多となりました。畜産物は鳥インフルエンザの影響もあり国産鶏の相場が高騰、水産物は業務用市場の需要減が大きく、家庭用市場の需要増で賄うまでは至りませんでし

た。このような中、青果・精肉・鮮魚・惣菜の生鮮フルラインでの提案を継続し、高品質で安心・安全な商品を生供給するため、原料産地との取り組みや商品力・開発力・品質管理技術が高いメーカー様との協力体制を強化してまいりました。

酒類関連では、家飲み消費の増加で第3のビールや缶チューハイ等が引き続き伸長しましたが、業務用市場の落ち込みをカバーできず、かつ、物流費・人件費が引き続き高騰しているため利益が圧迫される状況が続いております。このような環境の下、福岡地区の酒類物流センターを集約し機能強化を図りました。また、当社の柱として取り組んでおります本格焼酎では、焼酎情報機能としてのホームページ「焼酎紀行」を充実させるとともに、「焼酎のヤマエ」として市場の拡大に努め、さらに家飲み需要の獲得に向け、地方清酒・輸入ワイン・ウィスキー等の提案を強化し、拡売を図ってまいりました。

この結果、売上高は2,955億44百万円（前期比7.0%減）となりました。

＜糖粉・飼料畜産関連事業＞

糖粉・飼料畜産関連事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で家庭内消費が増加する一方、外出自粛や飲食店の営業自粛・時短要請への対応などによる業務用需要の減少等の影響が継続しております。

糖粉関連では、人口減少に伴う消費低迷や人手不足が深刻化する中、需要増となっている家庭用関連商材の拡販を図るとともに、商品の安定供給と合理化を含めた物流提案を積極的に行い、小麦粉・砂糖・米穀・食油などの主力商品に加え、アルコールや畜産物など新たな商材の取り扱いと販路拡大に努め売上拡大を図りました。米穀はうるち米・もち米が九州で不作、農作物では焼酎原料となる甘藷が不作となりましたが、情報収集と仕入先様との連携強化で数量確保と品質確保に努めてまいりました。さらにお得意先様に役立つ情報提供と、「安心・安全」な商品を適正な価格で安定供給することに努力してまいりました。

飼料畜産関連では、主力商品の配合飼料の価格が、米国・南米産地の天候不良、作柄状況の悪化および中国による旺盛な買付情報を材料に年間通じて値上げの展開となりました。畜産物については、家庭用消費の伸びにより豚肉相場は値上がりした一方、牛肉・鶏卵相場は業務用市場の鈍化により値下がりました。このような環境の下、お得意先様への技術指導、経営支援などの機能を発揮することで、既存取引先のシェアアップや新規取引先の獲得に努めてまいりました。

この結果、売上高は704億98百万円（前期比0.5%減）となりました。

＜住宅・不動産関連事業＞

住宅・不動産関連事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によるサプライチェーンの混乱は概ね解消された一方、国民の消費マインドは依然として低迷していることから住宅着工戸数は低調に推移しておりますが、住宅建設工事およびリフォーム工事の受注には回復の兆しも見えつつあります。ただし、米国の住宅需要の高まりから世界的に木材品の価格が上昇しており、資材不足の懸念も発生しております。

住宅関連では、プレカットを基盤とした新規販売先の開拓や非住宅木造建築物への販売強化、大手ハウズビルダー様との関係強化および関連商材販売に取り組みました。また、「地域型住宅グリーン化事業」によりゼロエネルギー住宅や、二酸化炭素の排出抑制に寄与する認定低炭素住宅、そして長期優良住宅を志向する地場工務店様との関係を強化するとともに、当社が西日本地区の総代理店であります「通気断熱WB工法」の市場浸透を推進することで売上拡大に努めてまいりました。さらに、子会社の株式会社ワイテック・ハイビック株式会社・株式会社日装建・株式会社鹿島技研との連携による相乗効果を図り、商圈拡大、市場シェアアップを進めてまいりました。また、マンション事業を強化すべく日装ビルド株式会社を設立し、株式会社日装建を中心とした新たな事業体制を構築しました。

賃貸事業では、福岡地区における、オフィスビル市況は、2017年7月以来となる空室率3%台となりました。新型コロナウイルス感染症の影響により、縮小移転や撤退などに伴う解約の動きが見られ、空室率の上昇基調は継続しております。このような環境の下、「安全・安心・快適」なオフィス空間の提供を通して、テナントビルの入居者への丁寧な対応および新規入居者の確保に努めてまいりました。

この結果、売上高は306億円（前期比5.3%減）となりました。

＜その他事業＞

保険関連では、自動車保険、火災保険および生命保険などの取り扱い拡大に努め、売上高は93百万円（前期比6.1%減）となりました。

2. 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は、23億63百万円であります。このうち、主なものは、建物4億11百万円（鹿児島県鹿児島市）、工具器具備品1億82百万円（熊本県熊本市）であります。

3. 資金調達の状況

当期は長期借入金を6億円調達いたしました。なお、長期借入金返済を60億45百万円実施しております。

4. 対処すべき課題

我が国の経済環境は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に伴い、国内外において景気が失速するなど、先行きが不透明な状況が続いております。

当企業グループも、度重なる休業・営業時間短縮要請を受けた外食産業向けの販売需要が大幅に減少するなど、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けておりますが、物流の効率化やコスト削減を徹底し、持続的な成長に向けた利益確保に努めております。

当企業グループは、「お得意先様の繁栄なくして、当企業グループの進展なし」の信念のもと、流通のプロとしてお取引先様のニーズを取り込みながら、AIなど先端技術を活用した次世代流通と業務モデルの追求による各種卸機能の強化・充実に取り組むとともにグループガバナンスの強化、意思決定のスピードアップを図ります。また、将来を見据えた設備投資を行い、さらなる飛躍を目指してまいります。

当社の中核であります食品関連事業につきましては営業本部制により各組織の機能を明確化し、専門性を高め、一層の部門間連携および広域対応の強化を図ってまいります。また、IT機器の活用による高度な商流および物流システム、常温統合物流提案、さらにはお得意先様からメーカー様までをカバーするネットワークを活用した商談・情報共有システムなどにより、サプライチェーン（メーカー様・当企業グループ・小売業様）全体のコストダウンと最適化、各企業利益の最大化を今後も積極的に推し進めてまいります。

住宅・不動産関連事業におきましては、室内を快適な空間に保つ「通気断熱WB工法」と、高精度・低コストで住宅建築の工期短縮を図れる「プレカット」の2本柱を提案機能とし、各メーカー様・お得意先様・工務店様の組織化を図り、1棟当たりの納入率を引き上げるトータル提案・トータル受注に努めてまいります。

海外事業につきましては、イタリアの子会社が、現地の提携先企業の店舗内に持ち帰り寿司店を中心とした日本食売り場を展開しており、店舗数も順調に増加しております。

その他、既存の枠組みにとらわれない新たな事業領域への拡大を図ってまいります。

以上のような方針の下、グループ一丸となって業績の向上に邁進する所存でございます。

５．財産および損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	第 73 期 (2018年 3 月期)	第 74 期 (2019年 3 月期)	第 75 期 (2020年 3 月期)	第 76 期 (2021年 3 月期) (当期)
売 上 高(百万円)	357,339	390,398	421,184	396,737
経 常 利 益(百万円)	2,592	1,779	2,038	1,875
当期純利益(百万円)	1,884	3,088	1,478	2,670
1株当たり当期純利益(円)	93.33	152.97	72.82	112.74
総 資 産(百万円)	143,337	162,065	147,197	146,700
純 資 産(百万円)	41,076	42,647	47,099	49,265
1株当たり純資産(円)	2,034.51	2,112.33	1,988.42	2,079.87

６．重要な子会社等の状況

(1) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
高千穂酒造株式会社	50百万円	100.0%	焼酎製造、販売
高千穂倉庫運輸株式会社	28百万円	100.0%	運送、倉庫業
ヤマエ石油株式会社	25百万円	100.0%	石油製品販売
株式会社リンネット	50百万円	100.0%	情報処理
株式会社ワイテック	50百万円	100.0%	木材加工、住宅用建築資材販売
ヤマエレンタリース株式会社	20百万円	80.0%	レンタカー
株式会社カクヤマ	50百万円	70.0%	酒類、食品販売
株式会社サンエー 21	55百万円	100.0%	一般食品販売、製造委託、仲介、代理業務
いんま商事株式会社	10百万円	100.0%	菓子卸売
株式会社オトスイ	20百万円	100.0%	水産物集荷、販売
デリカSFホールディングス株式会社	100百万円	79.5%	持株会社
株式会社デリカフレンズ	100百万円	79.5%	弁当惣菜製造、販売
株式会社惣和	30百万円	79.5%	惣菜類製造、販売
双葉産業株式会社	50百万円	79.5%	弁当惣菜製造、販売

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
みのりホールディングス株式会社	100百万円	95.0%	持株会社
株式会社河内屋ジェノス	10百万円	95.0%	業務用酒類卸
フ イ ッ ト 株 式 会 社	100百万円	95.0%	酒類、食品配送業
株式会社アール・エヌ・エス	10百万円	95.0%	情報処理
株 式 会 社 春 日 や	27百万円	51.0%	酒類卸、小売業
株 式 会 社 日 装 建	20百万円	100.0%	建設工事業
株式会社T A T S U M I	10百万円	80.0%	食材およびワイン中心のレストラン専門卸売業
Y L O 株 式 会 社	50百万円	80.0%	C V S センター運営事業
HVCホールディングス株式会社	100百万円	100.0%	持株会社
ハ イ ビ ッ ク 株 式 会 社	250百万円	100.0%	木材加工、住宅用建築資材販売
株 式 会 社 鹿 島 技 研	3 百万円	100.0%	一般建設業、鋼製型枠・金物・鉄筋製造業、ISベース柱脚事業
日装ビルド株式会社	80百万円	100.0%	不動産の保有・賃貸・売買・管理・仲介等

- (注) 1. 出資比率は間接保有を含んでおります。
2. 当社は、当期において株式会社サンエー 2 1 の普通株式326株を取得し、出資比率は100.0%となりました。
3. 当社は、2020年6月1日付でデリカS Fホールディングス株式会社の普通株式77,058株を取得し、その結果、当社のデリカS Fホールディングス株式会社、株式会社デリカフレンズ、株式会社惣和、双葉産業株式会社に対する出資比率はそれぞれ79.5%となりました。
4. 当社は、2020年7月1日付で株式会社鹿島技研(福岡県嘉麻市)の全株式を取得し、子会社いたしました。
5. ハイビック株式会社は、2020年8月1日付で資本金を551百万円から250百万円に減資いたしました。
6. 当社は、2020年12月1日付で日装ビルド株式会社(熊本県熊本市)を設立いたしました。
7. 当社は、2020年12月15日付で株式会社T A T S U M I の普通株式660株を取得し、出資比率は80.0%となりました。
8. 当社は、2021年4月1日付で株式会社栄住産業(福岡県福岡市)の全株式を取得し、子会社いたしました。

(2) 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(3) 重要な関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
ワイ&アイホールディングス合同会社 (持分法適用会社)	100百万円	50.0%	持株会社

- (注) 当社は、2020年9月14日付でワイ&アイホールディングス合同会社に対して追加出資を行い、出資比率は50.0%となりました。

(4) 企業結合の成果

当期における当社の連結対象子会社は、「(1) 重要な子会社の状況」に記載した26社であり、持分法適用関連会社は、「(3) 重要な関連会社の状況」に記載した1社であります。

当期の連結売上高は4,838億34百万円（前期比7.3%減）となり、連結営業利益は11億67百万円（前期比74.1%減）、連結経常利益は19億28百万円（前期比61.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は18億62百万円（前期比13.6%減）となりました。

7. 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社は、主に九州を地盤に多方面の商品分野にわたる卸売りを主たる事業として、多角的経営を行っております。

事業部門別名称	主 要 事 業 内 容
食 品 関 連 事 業	一般加工食品、酒類、冷凍食品等の販売等
糖粉・飼料畜産関連事業	食品原材料、飼料、畜産物、水産物の販売等
住宅・不動産関連事業	住宅建築資材・住宅設備機器、木材の販売、不動産の賃貸等
そ の 他 事 業	保険サービス等

8. 主要な事業所（2021年3月31日現在）

本 社	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目13番34号	
支 社 (2支社)	大 阪 府	関西支社
	東 京 都	東京支社
支 店 (20支店)	福 岡 県	食品福岡支店、鮮冷福岡支店、酒類福岡支店、物流福岡東支店、糖粉福岡支店、飼料畜産福岡支店、木材住資福岡支店、北九州支店
	佐 賀 県	物流佐賀支店
	大 分 県	大分支店
	長 崎 県	長崎支店
	熊 本 県	熊本支店
	宮 崎 県	宮崎支店、飼料畜産南九州支店
	鹿 児 島 県	鹿児島支店、木材住資鹿児島支店
	山 口 県	酒類山口支店
	広 島 県	広島支店
	大 阪 府	関西支社大阪支店
	東 京 都	東京支社東京支店
営 業 所 (6営業所)	沖縄営業所(沖縄県)、山陽営業所(山口県)、関西支社飼料畜産関西営業所(兵庫県)、東京支社飼料畜産関東営業所(茨城県)、名古屋営業所(愛知県)、広島支店酒類福山営業所(広島県)	
センター (24センター)	福 岡 県	常温一括福岡センター、福岡共配センター、福岡東共配センター、筑後共配センター、北九州共配センター、常温一括北九州センター、久山酒類物流センター
	佐 賀 県	佐賀共配センター、YLC日配センター、YLC常温物流センター
	大 分 県	大分共配センター
	長 崎 県	長崎共配センター
	熊 本 県	熊本物流センター、常温共配熊本センター
	宮 崎 県	常温一括宮崎センター、宮崎共配センター
	鹿 児 島 県	TLC日配センター、鹿児島共配センター、常温共配鹿児島センター
	山 口 県	山口共配センター
	広 島 県	広島物流センター
	兵 庫 県	神戸共配センター
	埼 玉 県	戸田物流センター
	千 葉 県	印西物流センター

- (注) 1. 2020年5月、鹿児島県に常温共配鹿児島センターを稼働いたしました。
2. 2020年9月、熊本県に熊本物流センターを稼働いたしました。
3. 2021年2月、TLC青果センターを廃止いたしました。
4. 2021年3月、福岡県に久山酒類物流センターを稼働いたしました。また、熊本県に常温共配熊本センターを稼働いたしました。
5. 2021年3月、関西支社酒類大阪支店は、関西支社大阪支店へ統合し廃止いたしました。
6. 2021年4月、東京都に東京支社物流関東支店を設置いたしました。また、栃木県に東京支社木材住資関東営業所を設置いたしました。

9. 従業員の状況（2021年3月31日現在）

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
総 合 職	668名	10名増	38.6才	14.1年
一 般 職	514名	31名増	41.7才	8.7年
合計または 平 均	1,182名	41名増	40.0才	11.8年

(注) 上記従業員数には出向者59名を含んでおります。

10. 主要な借入先（2021年3月31日現在）

借 入 先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	4,250百万円
株 式 会 社 福 岡 銀 行	2,290百万円
株式会社三菱UFJ銀行	2,000百万円
株式会社西日本シティ銀行	1,685百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,625百万円
三井住友信託銀行株式会社	1,545百万円
株 式 会 社 肥 後 銀 行	1,440百万円

(注) 借入金残高10億円以上を記載しております。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 45,600,000株
2. 発行済株式の総数 23,687,412株 (自己株式660株を含む)
3. 株主数 3,859名 (前期末比2,777名減)
4. 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
ヤマエ第一食栄会	1,689千株	7.13%
ヤマエ久野社員持株会	1,430千株	6.04%
ヤマエ第二食栄会	984千株	4.16%
南英福祉会	934千株	3.94%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	914千株	3.86%
株式会社福岡銀行	879千株	3.71%
ヤマエ第三住栄会	784千株	3.31%
共栄火災海上保険株式会社	718千株	3.03%
みずほ信託銀行株式会社	549千株	2.32%
江夏喜一郎	442千株	1.87%

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役の状況（2021年3月31日現在）

氏 名	地 位	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
網 田 日出人	代表取締役会長 C E O	最高経営責任者
大 森 礼 仁	代表取締役社長 C O O	最高執行責任者、営業統轄、食品流通本部長
今 山 賢 治	取 締 役 専務執行役員	関東統轄、東京支社長
手 塚 勝 己	取 締 役 専務執行役員	木材住資担当、通信保険部長
矢 野 友 敬	取 締 役 常務執行役員	管理統轄
山 田 良 二	取 締 役 常務執行役員	管理統轄補佐、総務部長
工 藤 恭 二	取 締 役 常務執行役員	鮮冷本部長
齋 藤 浩 美	取 締 役 常勤監査等委員	
草 場 信 之	取 締 役 常勤監査等委員	
廣 瀬 嘉 彦	取 締 役 監 査 等 委 員	GRCコンサルティング代表
中 西 常 道	取 締 役 監 査 等 委 員	監査法人北三会計社代表社員 株式会社翔薬社外監査役 株式会社タカラ薬局社外取締役
下 坂 正 夫	取 締 役 監 査 等 委 員	株式会社日清製粉グループ本社内部監査部部长
山 本 智 子	取 締 役 監 査 等 委 員	山本智子公認会計士事務所所長 山本智子税理士事務所所長 独立行政法人空港周辺整備機構非常勤監事

- (注) 1. 2020年6月26日開催の第75期定時株主総会におきまして、山田良二および工藤恭二の両氏が取締役役に、山本智子氏が監査等委員である取締役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
2. 2020年6月26日開催の第75期定時株主総会終結の時をもって、中村隆氏は、任期満了により取締役役を退任いたしました。
3. 取締役（監査等委員）廣瀬嘉彦、中西常道、下坂正夫、山本智子の4氏は、社外取締役であります。
4. 取締役（監査等委員）中西常道および山本智子の両氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役（監査等委員）齋藤浩美および草場信之の両氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由につきましては、社内における情報収集や内部監査部門との連携を強化し、監査等委員会の監査・監督機能を強化するためであります。

6. 当期中に以下の取締役の地位・担当等の異動がありました。

氏 名	新	旧	異動年月日
大 森 礼 仁	代表取締役社長 C O O 営業統轄 食品流通本部長	代表取締役社長 C O O	2020年6月26日
今 山 賢 治	取締役 専務執行役員 営業統轄 食品流通本部長	取締役 専務執行役員 営業統轄 食品流通本部長 デリカSFホールディングス㈱ 代表取締役社長	2020年5月26日
	取締役 専務執行役員 関東統轄 東京支社長	取締役 専務執行役員 営業統轄 食品流通本部長	2020年6月26日
手 塚 勝 己	取締役 専務執行役員 木材住資担 通信保険部当長	取締役 専務執行役員 木材住資担	2020年6月26日
矢 野 友 敬	取締役 常務執行役員 管理統轄	取締役 常務執行役員 管理統轄 管財運用部長	2020年12月16日

7. 2021年4月1日付で以下の取締役の地位・担当等の異動がありました。

氏 名	新	旧
大 森 礼 仁	代表取締役社長 C O O 営業統轄 食品流通本部長	代表取締役社長 C O O 営業統轄 食品流通本部長
工 藤 恭 二	取締役副社長 営業統轄 食品流通本部長	取締役 常務執行役員 鮮冷本部長
山 田 良 二	取締役 常務執行役員 管理統轄補佐 総務担当	取締役 常務執行役員 管理統轄補佐 総務部長

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており（当社定款第24条）、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害を当該保険契約により補填することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社および子会社の取締役、監査役、執行役員および相続人であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

4. 取締役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、決定方針という。)を定めており、その概要は以下のとおりです。なお、決定方針の決定は、取締役会において審議を行い、決議しております。

- ①当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準となることを基本方針とする。(監査等委員である取締役の報酬は基本給のみとし、監査等委員である取締役の協議で決定する。)
- ②当社の取締役の報酬は、月例の固定報酬とし、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮し、総合的に勘案して決定するものとする。取締役の報酬は、基本給、業績給で構成する。基本給は、役職毎に定額を設定し、業績給は、代表取締役と各取締役の面談により、前期の会社業績に個人別業績を反映して、基本給を増減させ固定報酬とする。また、退職慰労金については、役位、職責、在任年数、在任中の業務執行状況等を評価した上で、総合的に勘案し、株主総会の決議後、取締役会の決議にて決定し、退任後に支払うものとする。
- ③業務執行取締役の報酬については、業績連動報酬または非金銭報酬を付与せず、基本報酬のみとする。
- ④個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の担当事業の個人別業績を踏まえた業績の評価配分とする。取締役会は、当権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、決定に際しては、素案を事前に監査等委員会へ報告することとし、その後具体的な報酬金額は代表取締役に一任する旨の決議を取締役会で決議し決定することとする。

(2) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の額は、2016年6月24日開催の第71期定時株主総会において、取締役(監査等委員を除く)の報酬額は年額3億30百万円以内、取締役(監査等委員)の報酬額は年額55百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は7名、取締役(監査等委員)の員数は5名であります。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役会長CEO網田日出人が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は各取締役の担当事業の個人別業績を踏まえた業績の評価配分としており、これらの権限を委任した理由は、当社を取り巻く環境、当社の経営状況を当社において代表取締役が最も熟知していると判断したためであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、決定に際しては、素案を事前に監査等委員会へ報告することとし、その後具体的な報酬金額は代表取締役に一任する旨の決議を取締役会で決議し決定することとする等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	254 (一)	254 (一)	—	—	8 (一)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	50 (19)	50 (19)	—	—	6 (4)
合 計 (うち社外取締役)	305 (19)	305 (19)	—	—	14 (4)

- (注) 1. 上記取締役(監査等委員を除く)の人員には、2020年6月26日開催の第75期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 上記支給額には、取締役(監査等委員を除く)30百万円の役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。
3. 上記支給額のほか、社外取締役1名が当社の子会社から当期において役員として受けた報酬は2百万円であります。
4. 上記支給額のほか、2020年6月26日開催の第75期定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対し12百万円支給しております。なお、この金額には、当期の事業報告にて開示した役員退職慰労引当金の増加額が含まれております。

5. 社外役員に関する事項

重要な兼職先と当社との関係および当期における主な活動状況

社外取締役（監査等委員） 廣瀬嘉彦氏

同氏は、GRCコンサルティング代表であります。当社とGRCコンサルティングとの間には特別な利害関係はありません。また、同氏は、一般株主と利益相反が生じる属性も存在しないため、東京証券取引所および福岡証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

当期における主な活動状況といたしましては、当期開催の取締役会17回全てに、監査等委員会13回全てに出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要といたしましては、会社経営者としての経験と幅広い見識に基づく視点から、当社のコンプライアンス・リスク管理体制等について有益な提言を行うとともに、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場から、当社の経営に対する監督、チェック機能を果たしております。

社外取締役（監査等委員） 中西常道氏

同氏の重要な兼職先につきましては15頁に記載のとおりであります。なお、当社と各兼職先との間に特別な利害関係はありません。また、同氏は、一般株主と利益相反が生じる属性も存在しないため、東京証券取引所および福岡証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

当期における主な活動状況といたしましては、当期開催の取締役会17回のうち16回に、監査等委員会13回全てに出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要といたしましては、財務・会計・税務の専門知識を活かし、中長期的な視点に基づいた経営に対する有益な助言を行うとともに、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場から、当社の経営に対する監督、チェック機能を果たしております。

社外取締役（監査等委員） 下 坂 正 夫 氏

同氏は、株式会社日清製粉グループ本社内部監査部部長であります。同グループ会社と当社との間には、商取引が存在しますが、当該取引額は当社および同グループ会社にとって僅少であり、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。よって、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、東京証券取引所および福岡証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

当期における主な活動状況といたしましては、当期開催の取締役会17回全てに、監査等委員会13回全てに出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要といたしましては、企業経営の豊富な経験と幅広い見識や、他の上場企業での社外取締役としての経験等から、中長期的な視点に基づいた経営に対する有益な助言を行うとともに、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場から、当社の経営に対する監督、チェック機能を果たしております。

社外取締役（監査等委員） 山 本 智 子 氏

同氏の重要な兼職先につきましては15頁に記載のとおりであります。なお、当社と各兼職先との間に特別な利害関係はありません。また、同氏は、一般株主と利益相反が生じる属性も存在しないため、東京証券取引所および福岡証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

当期における主な活動状況といたしましては、取締役（監査等委員）就任後開催の取締役会13回全てに、監査等委員会10回全てに出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要といたしましては、財務・会計・税務の専門知識を活かし、中長期的な視点に基づいた経営に対する有益な助言を行うとともに、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場から、当社の経営に対する監督、チェック機能を果たしております。

Ⅳ. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(注) 2020年6月26日開催の第75期定時株主総会において、新たに有限責任監査法人トーマツが当社の会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人であった有限責任 あずさ監査法人は退任いたしました。

2. 当期に係る会計監査人の報酬等の額

区 分		報 酬 等 の 額
①	公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）に係る報酬等の額	63百万円
②	公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）以外の業務に係る報酬等の額	11百万円
③	当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	85百万円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. ②の報酬等は、新収益認識基準の適用に関するアドバイザリー業務および会計監査人交代に係る監査受託のための調査費用であります。
4. 当期に係る会計監査人の報酬以外に、有限責任 あずさ監査法人の前期に係る監査証明業務に基づく報酬の追加報酬として、3百万円支出しております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査等委員会の決定により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

V. 業務の適正を確保するための体制

当社は、法令に従い、業務の適正を確保するための体制の整備について「内部統制システムの構築に関する基本方針」を取締役会で決議しております。その内容は、次のとおりであります。

内部統制システムの構築に関する基本方針

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社グループの継続的發展を目的とした内部統制システムの充実を図るため、その運用に関する基本的な事項を明文化した「内部統制基本規程」に則り、社長直轄の内部統制推進委員会を設置し、適切に内部統制システムの整備・運用を行う。
- (2)取締役および使用人に法令および社内規程の遵守を徹底するため、取締役管理統轄を委員長として「コンプライアンス委員会」を設置する。
- (3)コンプライアンスの推進については、社長ならびに取締役は、策定した「ヤマエ久野 行動の基準（コンプライアンス・マニュアル）」を実行することが自らの役割であることを認識し行動するとともに、使用人に周知徹底を図るため、当社およびグループ会社の研修等を通じ指導する。
- (4)取締役および使用人が法令・社内規程等に違反する行為を発見した場合の報告窓口として設けた、「社内通報窓口(ホットライン)」を維持・整備する。
- (5)監査室は、内部統制システムの確認・評価および業務に係る内部監査を行う。
- (6)監査等委員会は、取締役の職務執行を監査し、また、取締役が内部統制システムを適切に構築し運用しているかを監視し検証する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取り扱いは、法令および社内規程（「情報システム開発・運用管理規程」・「文書取扱規程」等）に従い、適切に保存および管理（廃棄を含む）する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)当社の事業にとって重要である債権・与信等に係るリスク等については、社長を議長とする会議（常務会メンバー出席）において管理、検討する。
- (2)災害時には「地震災害マニュアル」に基づき行動する。
- (3)社長に直属する監査室は、「内部監査規程」に基づき定期的に内部監査を行い、また、「内部統制基本規程」に基づき各重要リスクに関するチェックを行い、社長、内部統制推進委員長および監査等委員会へ報告する。
- (4)監査等委員は、取締役が会社に著しい損害または重大な事故を招くおそれがあると認めたとき、遅滞なく取締役会に報告し、必要な措置を講ずることを求める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画に基づき、各業務執行ラインにおいて目標達成のための活動を行うこととする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか、業績報告を通

じモニタリングを行う。

- (2)業務執行のマネジメントについては、「取締役会規程」により定められている事項およびその付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議することを遵守する。日常の職務執行に際しては、職務分掌規則等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。
 - (3)取締役会は、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、取締役常務執行役員以上をもって構成する常務会を原則として毎週1回開催する。
5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1)当社は、「関連会社管理規程」において子会社の担当部門および管理担当部署を定め、それぞれの長は同規程に基づき子会社の管理等を行う。
 - (2)子会社の経営については、自主性を尊重しつつ、「関連会社管理規程」に基づき事業内容の報告を求め、また、「関連会社の重要事項の権限及び稟議書提出事項」を定め、同事項に基づき重要案件については、当社取締役会および常務会ならびに稟議において協議・審議を行う。
 - (3)当社監査室は、「内部監査規程」・「関連会社管理規程」に基づき子会社の監査を定期的に行う。
 - (4)当社監査等委員会は、子会社監査役と定期的に連絡会を開催し、監査事例等についての意見交換を行い、各課題の共有化を図る。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、その取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会のその取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1)監査等委員会の職務補助のためスタッフを置き、当該スタッフは、監査等委員会の命を受け職務を補佐する。
 - (2)監査等委員会の職務を補助するスタッフに対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内において監査等委員会に帰属するものとする。
 - (3)監査等委員会の職務を補助するスタッフの人事については、監査等委員会の同意を得て行う。
7. 取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制ならびに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- (1)当社および当社グループの取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、法令または定款に違反する行為が行われまたは行われようとしていることを発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。
 - (2)「社内通報窓口（ホットライン）」への通報内容が監査等委員会の職務の執行に必要な範囲に係る場合および通報者が監査等委員会への通報を希望する場合は速やかに監査等委員会に通知する。
 - (3)当社は、前2項に従い監査等委員会へ報告を行った当社および当社グループの取締役および使用人に対して、不利益な取り扱いを行うことを禁じる。
 - (4)当社および当社グループの取締役および使用人は、監査等委員会に対して法

定の事項に加え、全社的に影響を及ぼす重要事項に関して決定した内容を報告する。

- (5) 監査室は、実施した内部監査の結果あるいは重要事項と認識した事項について、速やかに監査等委員会に報告する。
 - (6) 監査等委員会が選定した監査等委員は、取締役会の他重要な会議（「常務会」・「債権管理委員会」等）に出席し、適宜意見を述べる。
 - (7) 監査等委員会は、必要に応じて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査室、会計監査人等に対して報告を求める。
8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する事項、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど相互認識を深める。
 - (2) 監査等委員会は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、外部法律事務所、公認会計士、コンサルタントその他外部アドバイザーを活用する。
 - (3) 当社は、監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、監査の職務に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法および関連法令等に基づき、財務報告の適正性および信頼性を確保するため制定した「財務報告に係る内部統制基本規程」に則り、適切に財務報告に係る内部統制システムの整備・運用を行う。

10. 反社会的勢力による被害を防止するための体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力や団体等に対し毅然たる態度で対応し、これらからの不当な要求に屈することなく、外部の専門機関と連携して、組織的に対応する。

VI. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前記の「内部統制システムの構築に関する基本方針」に基づき、内部統制システムの構築とその適正な運用に努めております。当期におけるその運用状況の概要は次のとおりであります。

- (1) 主な会議の開催状況としては、取締役会は17回開催され、会社の重要事項に係る審議を通じて業務執行の適正を確保することに努めるとともに、法令および当社取締役会規程に定める決議事項を適切に決議し、適宜必要事項につき報告を受けることにより業務執行の監視を行いました。監査等委員会は13回開催され取締役から経営に関する重要事項の報告を受け、協議および決議を行いました。
- (2) 監査等委員会は、取締役の職務執行を監査・監督し、必要に応じて助言・勧告等を行い、監査等委員会が選定した監査等委員は、常務会、債権管理委員会等重要な会議に出席し、適宜意見を述べました。また、必要に応じて監査室が行う内部監査に同行しました。
- (3) 監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社および子会社の業務監査を行いました。内部統制システムの運用状況につきましては監査室長が、各重要項目に関する内部統制評価表に基づき、各部署における内部統制システムの機能状況を確認し、その結果を社長、内部統制推進委員長および監査等委員会に報告しました。また、総括として期末（2021年3月）に「内部統制推進委員会」を開催し、基本方針に基づき内部統制システムが適正に構築・運用されていることを確認した後、取締役会へ報告し最終確認を行いました。
- (4) コンプライアンスに対する取組みとしては、社長自ら支店長会議等でその重要性を発信し、また、監査室によりコンプライアンス研修を20回実施し継続的な啓発を行いました。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切捨て、また、比率については表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	65,870	流 動 負 債	78,596
現金及び預金	4,863	支払手形	9
受取手形	1,258	買掛金	47,443
電子記録債権	881	電子記録債権	1,701
売掛金	37,859	1年以内返済予定の長期借入金	5,770
商品	7,236	リース債権	170
蔵品	6	未払金	4,487
費用	324	未払法人税等	4,034
短期貸付金	8,431	未払法受り金	1,171
未収金	6,701	前払引当金	129
その他金	14	前払引当金	12,895
貸倒引当金	△1,705	賞与引当金	696
		その他	86
固 定 資 産	80,829	固 定 負 債	18,839
有形固定資産	29,437	長期借入金	11,715
建物	11,192	リース債権	2,909
構築物	470	繰延税金負債	1,042
機械及び装置	849	退職給付引当金	9
車両運搬具	24	役員退職慰労引当金	174
工具、器具及び備品	617	預り金	497
土地	12,941	資産除去債務	529
建物	2,844	その他	1,961
建設仮勘定	495	負債合計	97,435
無形固定資産	598	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	445	株 主 資 本	45,241
電話加入権	55	資本	2,974
その他	97	資本剰余金	2,963
投資その他の資産	50,794	資本準備金	2,894
投資有価証券	8,401	その他資本剰余金	69
関係会社株	36,829	利益剰余金	39,303
出資金	588	利益準備金	315
関係会社出資金	50	その他利益剰余金	38,987
長期貸付金	25	固定資産圧縮積立金	145
関係会社長期貸付金	2,359	別途積立金	35,832
長期前払費用	95	繰越利益剰余金	3,009
前払年金費用	217	自己株式	△0
差入保証金	1,355	評価・換算差額等	4,024
その他	1,452	その他有価証券評価差額金	4,024
貸倒引当金	△581	純 資 産 合 計	49,265
資 産 合 計	146,700	負 債 純 資 産 合 計	146,700

損 益 計 算 書

〔 2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで 〕

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上	高価		396,737
売上	原価		369,388
販売費	総管理費		27,348
営業外収益	一般管理費		25,451
営業外収益	業外収益		1,897
受取利息及び配当金	引当金戻入額	321	
仕入割	引当金戻入額	48	
貸倒引当金戻入額	引当金戻入額	38	
債務保証損失引当金戻入額	引当金戻入額	85	
その他	その他	309	802
営業外費用	営業外費用		
支払利息	支払利息	172	
売上割	売上割	90	
貸倒引当金繰入額	貸倒引当金繰入額	506	
その他	その他	54	825
特別利益	特別利益		1,875
固定資産売却益	固定資産売却益	530	
投資有価証券売却益	投資有価証券売却益	1,513	
抱合せ株式消滅差益	抱合せ株式消滅差益	41	2,085
特別損失	特別損失		
固定資産除売却損失	固定資産除売却損失	16	
減損損失	減損損失	108	
投資有価証券評価損	投資有価証券評価損	12	
その他	その他	0	138
税引前当期純利益	税引前当期純利益		3,822
法人税、住民税及び事業税	法人税、住民税及び事業税	1,317	
法人税等調整額	法人税等調整額	△165	1,151
当期純利益	当期純利益		2,670

株主資本等変動計算書

〔2020年4月1日から〕
〔2021年3月31日まで〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 準 備 金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
						固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 積 立 金	途 繰 越 利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	2,974	2,894	69	2,963	256	434	35,032	1,502
事業年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	—	—	△592
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立	—	—	—	—	59	—	—	△59
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	—	—	2,670
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩	—	—	—	—	—	△288	—	288
別途積立金の積立	—	—	—	—	—	—	800	△800
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	59	△288	800	1,507
当 期 末 残 高	2,974	2,894	69	2,963	315	145	35,832	3,009

	株 主 資 本				評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計	
	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金 合 計					
	そ の 他 利益剰余金 合 計						
当 期 首 残 高	36,968	37,225	△0	43,162	3,936	3,936	47,099
事業年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当	△592	△592	—	△592	—	—	△592
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立	△59	—	—	—	—	—	—
当 期 純 利 益	2,670	2,670	—	2,670	—	—	2,670
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩	—	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	87	87	87
事業年度中の変動額合計	2,019	2,078	—	2,078	87	87	2,166
当 期 末 残 高	38,987	39,303	△0	45,241	4,024	4,024	49,265

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券（時価のあるもの）	期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
その他有価証券（時価のないもの）	移動平均法による原価法
- (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、貯蔵品	移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
--------	---
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）

2007年3月31日以前に取得したもの	旧定率法
2007年4月1日以降に取得したもの	主として定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、1998年4月1日から2007年3月31日までに取得した建物（建物附属設備は除く）については、旧定額法によっており、2007年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）

(イ) 無形固定資産（ソフトウェアを除く）	定額法
(ロ) ソフトウェア（自社利用分）	社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
 - ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
----------------------------	-------------------------------------
 - ④ 長期前払費用

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 債務保証損失引当金

保証先への債務保証等に係る損失に備えるため被保証先の財政状態等を勘案し、損失見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による按分額をそれぞれ発生の翌期より費用処理しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、役員退職慰労金支給に関する内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

② 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の貸借対照表に計上した金額

(単位：百万円)

科目名	当事業年度
関係会社株式	36,829

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社の保有する関係会社株式は、全て時価を把握することが極めて困難と認められる株式であります。

関係会社株式については、当該株式の実質価額が著しく低下した場合で、かつ、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合には、相当の減額を行うこととしております。

関係会社株式のうち将来の超過収益力を加味した価額で取得した株式については、当事業年度末における超過収益力の価値を実質価額に反映させております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当事業年度末における超過収益力の価値の算定に際しては、過去の実績や事業環境を反映した達成可能性が十分に高い事業計画を基礎とし、見積りの不確実性も考慮しております。新型コロナウイルス感染症の影響については、ワクチンの普及により2022年3月期下半期以降収束に向かうと仮定しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

上述の見積り及び仮定には不確実性があり、今後の新型コロナウイルス感染症の状況や経済への影響が大きく変化した場合には、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

固定資産の減損

(1) 当事業年度の貸借対照表に計上した金額

(単位：百万円)

科目名	当事業年度
有形固定資産	29,437
無形固定資産	598

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記 固定資産の減損」に記載した内容と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産（帳簿価額）

建物	64百万円
土地	288百万円
投資有価証券	4,089百万円
計	4,442百万円

② 担保に係る債務（帳簿価額）

買掛金	9,909百万円
1年以内返済予定の長期借入金	680百万円
長期借入金	1,610百万円
計	12,199百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 22,874百万円

(3) 保証債務 銀行取引等に対する保証債務

ヤマエレンタルリース(株)	2,044百万円
ヤマエ石油(株)	1,377百万円
(株)ワイテック	367百万円
(株)カクヤマ	195百万円
いんま商事(株)	171百万円
高千穂倉庫運輸(株)	43百万円
(株)オトスイ	7百万円
計	4,206百万円

(4) 債権の流動化

受取手形の債権流動化による譲渡残高	736百万円
売掛金の債権流動化による譲渡残高	6,530百万円
債権流動化に伴う買戻義務限度額	330百万円

(5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	11,615百万円
短期金銭債務	14,626百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	20,636百万円
仕入高	16,678百万円
販売費及び一般管理費	1,485百万円
営業取引以外の取引による取引高	252百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

660株

7. 税効果会計に関する注記

①繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

貸倒引当金	696百万円
未払経費	160百万円
賞与引当金	212百万円
投資有価証券評価損	483百万円
減損損失	276百万円
資産除去債務	161百万円
その他	221百万円
繰延税金資産小計	2,211百万円
評価性引当額	△1,273百万円
繰延税金資産合計	938百万円

②繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

固定資産圧縮記帳積立金	63百万円
その他有価証券評価差額金	1,736百万円
退職給付信託設定益	29百万円
資産除去債務に対応する除却費用	150百万円
繰延税金負債合計	1,980百万円
差引：繰延税金負債純額	1,042百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の 名 称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取 引 の 内 容	取引金額(*1)	科目	期末残高
子会社	HVCホールディングス(株)	所 有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付(*2) 受取利息(*4)	4,790 25	短期貸付金	4,790
子会社	ハイビック(株)	所 有 間接100% (HVCホールディングス(株))	資金の借入 役員の兼任	CMS資金貸借(*3) 支払利息(*4)	6,080 32	預り金	7,041
子会社	いんま商事(株)	所 有 直接100%	資金の貸付 債務保証 役員の兼任	CMS資金貸借(*3) 受取利息(*4) 債務保証(*5)	1,524 8 171	短期貸付金	1,677
子会社	みのりホールディングス(株)	所 有 直接95%	酒類の販売 役員の兼任	酒類の販売(*6)	11,227	売掛金	1,452
子会社	ヤマエ石油(株)	所 有 直接100%	債務保証 役員の兼任	債務保証(*5)	1,377	-	-
子会社	ヤマエレンタリース(株)	所 有 直接43.33% 間接36.67% (ヤマエ石油(株))	債務保証 役員の兼任	債務保証(*5)	2,044	-	-

(*1) 取引金額には消費税等は含まれておりません。

(*2) 資金の貸付の取引金額は当事業年度における平均貸付残高を記載しております。

(*3) CMS資金貸借は、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）にかかるものであり、取引金額は当事業年度における平均貸付（借入）残高を記載しております。

(*4) 利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(*5) 債務保証については、上記子会社の仕入債務及びリース債務について当社が保証しております。

(*6) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、一般の取引先と同様の条件としております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,079円87銭
1株当たり当期純利益	112円74銭

10. 重要な後発事象に関する注記

取得による企業結合

当社は、2021年3月15日開催の取締役会において、株式会社栄住産業（以下、「栄住産業」といいます。）の発行済株式の全部を取得し、子会社化することを決議いたしました。また、同日付けで株式譲渡契約を締結（以下、「本株式取得」といいます。）いたしました。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 株式会社栄住産業

事業の内容 屋根・バルコニー・人工芝・物置の据付工事・
資材販売業

②企業結合を行った主な理由

栄住産業は、「スカイプロムナードを通し全国津々浦々に社会貢献する」を経営理念とし、全国24拠点でバルコニー・屋上の防水工事を請け負う専門業者です。

本株式取得は、当社グループの国内の戸建て住宅マーケットにおけるシェアアップ、栄住産業の拠点網を活かした住宅資材等の更なる販路拡大により、住宅・不動産関連事業の更なる成長が図れるものと判断し行うものであります。

③企業結合日

2021年4月1日（株式取得日）

④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

⑤結合後企業の名称

企業結合後の名称の変更はありません。

⑥取得する議決権比率

100.0%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによるものです。

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金	751百万円
-------	----	--------

取得原価	751百万円
------	--------

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等	17百万円
-----------	-------

(4) 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定していません。

(5) 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定していません。

11. その他の注記

記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

ヤマエ久野株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	日下靖規	㊞
--------------------	-------	------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	窪田真	㊞
--------------------	-------	-----	---

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヤマエ久野株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	82,895	流 動 負 債	88,173
現 金 及 び 預 金	14,388	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	56,052
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	48,794	電 子 記 録 債 務	5,756
電 子 記 録 債 権	1,232	短 期 借 入 金	8,712
商 品 及 び 製 品	8,818	リ ー ス 債 務	1,451
仕 掛 品	370	未 払 金	5,126
未 成 工 事 支 出 金	74	未 払 法 人 税 等	1,933
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	975	未 払 消 費 税 等	600
未 収 入 金	7,748	賞 与 引 当 金	1,676
そ の 他	1,024	役 員 賞 与 引 当 金	12
貸 倒 引 当 金	△531	完 成 工 事 補 償 引 当 金	1
		そ の 他	6,850
固 定 資 産	85,218	固 定 負 債	25,349
有 形 固 定 資 産	50,512	長 期 借 入 金	13,329
建 物 及 び 構 築 物	15,805	リ ー ス 債 務	5,621
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	2,016	繰 延 税 金 負 債	1,838
工 具、器 具 及 び 備 品	822	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	431
土 地	24,821	退 職 給 付 に 係 る 負 債	548
リ ー ス 資 産	6,541	資 産 除 去 債 務	584
建 設 仮 勘 定	504	そ の 他	2,995
無 形 固 定 資 産	17,475	負 債 合 計	113,522
ソ フ ト ウ ェ ア	561	純 資 産 の 部	
の れ ん	16,718	株 主 資 本	48,366
そ の 他	195	資 本 金	2,974
投 資 そ の 他 の 資 産	17,230	資 本 剰 余 金	1,191
投 資 有 価 証 券	10,210	利 益 剰 余 金	44,201
長 期 貸 付 金	1,751	自 己 株 式	△0
退 職 給 付 に 係 る 資 産	326	その他の包括利益累計額	3,951
繰 延 税 金 資 産	538	その他有価証券評価差額金	3,876
そ の 他	5,088	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	75
貸 倒 引 当 金	△684	非 支 配 株 主 持 分	2,274
		純 資 産 合 計	54,592
資 産 合 計	168,114	負 債 純 資 産 合 計	168,114

連結損益計算書

〔2020年4月1日から〕
〔2021年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上	上 高		483,834
売 上	原 価		440,186
販 売 費	及 び 一 般 管 理 費		43,647
営 業 外 収 益	利 益		42,480
受 取 利 息	及 び 配 当 金	186	1,167
仕 入 割 当	引 当 金	65	
持 分 法 による	投 資 利 益	105	
貸 倒 引 当 金	戻 入 額	56	
助 成 金	他 入 額	446	
営 業 外 費	用 益	501	1,363
支 払 利 息	引 当 金	178	
売 上 割 入	繰 上 金	89	
貸 倒 引 当 金	繰 上 金	248	
経 常 利 益	利 益	84	601
特 別 利 益	利 益		1,928
固 定 資 産 売 却 益	益	556	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	益	1,513	
保 険 解 約 返 戻 金	金	44	
国 庫 補 助 金	金	1	2,115
特 別 損 失	損 失		
固 定 資 産 除 却 損	損 失	73	
固 定 資 産 圧 縮 損	損 失	1	
減 価 償 還 損	損 失	128	
貸 借 契 約 解 約 損	損 失	57	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	損 失	25	
そ の 他	損 失	0	286
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	利 益		3,758
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	税 額	2,223	
法 人 税	税 額	△429	1,793
当 期 純 利 益	利 益		1,965
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	利 益		102
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	利 益		1,862

連結株主資本等変動計算書

〔2020年4月1日から〕
〔2021年3月31日まで〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,974	3,406	42,930	△0	49,310
連結会計年度中の変動額					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	△2,214	—	—	△2,214
剰余金の配当	—	—	△592	—	△592
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	1,862	—	1,862
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	△2,214	1,270	—	△943
当 期 末 残 高	2,974	1,191	44,201	△0	48,366

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益累計額 合 計		
当 期 首 残 高	3,636	△249	3,386	3,419	56,116
連結会計年度中の変動額					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	—	—	—	△2,214
剰余金の配当	—	—	—	—	△592
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	1,862
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	239	325	565	△1,145	△580
連結会計年度中の変動額合計	239	325	565	△1,145	△1,524
当 期 末 残 高	3,876	75	3,951	2,274	54,592

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 26社

連結子会社の名称

高千穂酒造(株)、(株)リンネット、(株)デリカフレンズ、ヤマエ石油(株)、

高千穂倉庫運輸(株)、(株)ワイテック、(株)カクヤマ、

ヤマエレンタリース(株)、(株)サンエー 21、

いんま商事(株)、デリカ S F ホールディングス(株)、

(株)惣和、双葉産業(株)、(株)オトスイ、みのりホールディングス(株)、

(株)河内屋ジェノス、フィット(株)、(株)アール・エヌ・エス、

(株)春日や、(株)日装建、(株)TATSUMI、YLO(株)、

HVCホールディングス(株)、ハイビック(株)、(株)鹿島技研、日装ビルド(株)

当社の連結子会社であった(株)中九食品は、2020年4月1日に当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

また、当社の連結子会社であった(株)宇佐見商店は、2020年4月1日にジェノスグループ(株)を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

さらに、当社の連結子会社であったジェノスグループ(株)は、2020年4月1日に(株)河内屋を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。なお、(株)河内屋は吸収合併後、商号を(株)河内屋ジェノスに変更しております。

2020年7月1日に新たに(株)鹿島技研の発行済株式の全てを取得したため、同社を連結の範囲に含めております。また、2020年12月1日に、日装ビルド(株)を新規設立し、連結子会社としております。

② 非連結子会社の名称等

ORIGINAL JAPAN S.R.L.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の数 1社

持分法を適用した関連会社の名称

ワイ&アイホールディングス(同)

② 持分法を適用していない非連結子会社の数 1社

持分法を適用していない非連結子会社の名称

ORIGINAL JAPAN S.R.L.

持分法を適用していない理由

連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。

- (3) 有価証券の評価基準及び評価方法
 その他有価証券（時価のあるもの）……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 その他有価証券（時価のないもの）……………移動平均法による原価法
- (4) たな卸資産の評価基準及び評価方法
 商品、製品、仕掛品、原材料、貯蔵品 ……………主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
 未完工事支出金 ……………個別法に基づく原価法
- (5) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
 2007年3月31日以前に取得したもの……………主として旧定率法
 2007年4月1日以降に取得したもの……………主として定率法
- なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- ただし、1998年4月1日から2007年3月31日までに取得した建物（建物附属設備は除く）については、旧定額法によっており、2007年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
 (イ) 無形固定資産（ソフトウェアを除く）…定額法
 (ロ) ソフトウェア（自社利用分）……………社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
- ③ リース資産
 (イ) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 ……自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
 (ロ) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 ……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ④ その他（長期前払費用）……………均等償却

(6) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支給に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。

④ 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵補償の支出に備えるため、当期の完成工事高に対し過去3ヶ年の実績率による算定額を計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、役員退職慰労金支給に関する内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(7) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(8) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を翌連結会計年度より費用処理しております。

② 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間（計上後20年以内）で均等償却しております。

④ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した金額

(単位：百万円)

科目名	当連結会計年度
有形固定資産	50,512
無形固定資産	17,475
うち、のれん	16,718

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当企業グループでは、事業用資産は損益管理を合理的に行える拠点単位、のれんはのれんを含む、より大きな単位について、減損の兆候の把握、減損損失を認識するかどうかの判定及び減損損失の測定を行っております。

減損の兆候の把握においては、営業損益が継続してマイナスとなっているか、又は、継続してマイナスとなる見込みであるか、経営環境が著しく悪化したか、又は、悪化する見込みであるか等について検討しております。

また、減損損失を認識するかどうかの判定においては、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって行い、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識しております。のれんについては、のれんを含まない各資産グループにおいて算定された減損損失控除前の帳簿価額にのれんの帳簿価額を加えた金額と、より大きな単位から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額とを比較し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、減損損失を認識しております。

減損損失を認識すべきであると判定された資産又は資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当連結会計年度以降の営業損益の見込みや割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りは、過去の実績や事業環境を反映した達成可能性が十分に高い事業計画を基礎とし、見積りの不確実性も考慮しております。新型コロナウイルス感染症の影響については、ワクチンの普及により2022年3月期下半期以降収束に向かうと仮定しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上述の見積りや仮定には不確実性があり、今後の新型コロナウイルス感染症の状況や経済への影響が大きく変化した場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産（帳簿価額）

建物及び構築物	207百万円
土地	645百万円
投資有価証券	4,089百万円
計	4,942百万円

②担保に係る債務（帳簿価額）

支払手形及び買掛金	9,909百万円
短期借入金	770百万円
長期借入金	2,412百万円
計	13,091百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 42,462百万円

(3) 債権の流動化

受取手形の債権流動化による譲渡残高	736百万円
売掛金の債権流動化による譲渡残高	6,530百万円
債権流動化に伴う買戻義務限度額	330百万円

(4) 圧縮記帳

国庫補助金等の圧縮記帳額を当該資産の取得価額から控除しております。

建物及び構築物	7百万円
機械装置及び運搬具	648百万円
工具、器具及び備品	1百万円
土地	87百万円
ソフトウェア	22百万円
計	767百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 23,687,412株

(2) 配当に関する事項

① 配当支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	592	25.00	2020年3月31日	2020年6月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2021年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

(イ) 配当金の総額 710百万円

(ロ) 1株当たり配当額 30円

(ハ) 基準日 2021年3月31日

(ニ) 効力発生日 2021年6月28日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当企業グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、「債権管理並びに信用限度に関する規程」に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。なお、デリバティブ取引が発生した際には社内管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（(注)2. 参照）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 現金及び預金	14,388	14,388	—
(2) 受取手形及び売掛金	48,794		
貸倒引当金 (*2)	△502		
	48,292	48,292	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	9,229	9,229	—
(4) 支払手形及び買掛金	(56,052)	(56,052)	—
(5) 長期借入金 (*3)	(20,491)	(20,491)	0

(*1) 負債に計上しているものについては、() で示しております。

(*2) 受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(*3) 1年以内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、受取手形及び売掛金については、信用リスクを個別に把握することが極めて困難なため、貸倒引当金を信用リスクと見做し、時価を算定しております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、変動金利による長期借入金については、金利が一定期間ごとに変更される条件となっており、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額980百万円)は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、福岡県その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
6,701	12,974

(注)1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注)2. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については、社外の不動産鑑定士による「不動産鑑定評価基準」に基づく金額、ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。その他の物件については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく金額であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,208円76銭
1株当たり当期純利益	78円65銭

9. 重要な後発事象に関する注記

取得による企業結合

当社は、2021年3月15日開催の取締役会において、株式会社栄住産業の発行済株式の全部を取得し、子会社化することを決議いたしました。また、同日付けで株式譲渡契約を締結いたしました。

なお、当該株式取得の概要は、「個別注記表 10. 重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

10. その他の注記

記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

ヤマエ久野株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	日下靖規	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	窪田真	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヤマエ久野株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヤマエ久野株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第76期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月19日

ヤマエ久野株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 齋 藤 浩 美 (印)

常勤監査等委員 草 場 信 之 (印)

社外監査等委員 廣 瀬 嘉 彦 (印)

社外監査等委員 中 西 常 道 (印)

社外監査等委員 下 坂 正 夫 (印)

社外監査等委員 山 本 智 子 (印)

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第76期の期末配当につきましては、経営体質の充実強化ならびに将来の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金30円

配当総額 710,602,560円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月28日

2. 剰余金の処分に関する事項

剰余金の処分につきましては、経営基盤の充実強化と、将来的な物流設備増強のための資金需要に備えるため、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 2,200,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 2,200,000,000円

第2号議案 株式移転による完全親会社設立の件

当社は、2021年10月1日を期日として、当社の単独株式移転により、当社の持株会社であるヤマエグループホールディングス株式会社（以下「持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本件株式移転」といいます。）について、本件株式移転に関する株式移転計画（以下「本件株式移転計画」といいます。）を作成のうえ、2021年5月19日および2021年5月31日開催の当社取締役会において決議いたしました。本議案は、本件株式移転計画について、株主の皆様のご承認をお願いします。

なお、本件株式移転を行う理由、本件株式移転計画等は以下のとおりであります。

1. 株式移転を行う理由

当社グループは、「業界の公共性を十分理解し、社業の進展を通して社会に奉仕することを目標に、効率の高い営業体制をもって収益の向上に邁進する」を経営の基本理念に、「人と物を結び、未来へとつなぐ企業」として、その実現に向けて2020～2022年度中期経営計画「NEWSTAGE2022」（ニューステージ ニーゼロニーニー）を策定し、新たなステージ（段階・次元）へ進化するための3ヶ年と位置付け取り組んでおります。

我が国の経済環境は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に伴い、国内外において景気が失速するなど、先行きが不透明な状況が続いております。また、当社グループが属しております、食品関連業界および住宅関連業界は、少子高齢化の進展などにより市場規模の大きな拡大が見込めない中、ポストコロナへの適応も含め、今後、機動的な経営戦略の見直しが必要になるものと予測されます。

このような環境の下、グループ経営を更に高度化させ、持続的な成長を実現するために、持株会社体制へ移行することといたしました。当社グループは、以下の目的をもって持株会社体制に移行します。

(1) グループ経営機能強化による企業価値の最大化

持株会社は当企業グループ全体のマネジメントに特化し、M&A・新規事業開発・ESG対応などのグループ経営戦略立案や、各事業会社の連携強化によるシナジー創出等に取り組むことで、グループ全体の企業価値最大化を図ります。

(2) 意思決定の迅速化による競争力強化

グループ経営管理機能と業務執行機能を分離すると共に、業務執行部門である各事業会社においても権限と責任を明確化し、意思決定の迅速化、事業責任の明確化による競争力の強化を図ります。

(3) 経営資源の有効活用によるシナジー最大化

人材の採用・育成および登用をグループ内で柔軟に行うことにより、従業員がその能力を最大限に発揮できる環境を構築します。また、持株会社を中

核にグループが保有する経営資源をこれまで以上に横断的・効率的に活用することにより、シナジーの最大化を図ります。

(4) コーポレートガバナンス強化

持株会社によるグループ内部牽制機能の充実を進めることにより、グループ全体のコーポレートガバナンスを強化します。

なお、本件株式移転により、当社は持株会社の完全子会社になるため、当社株式は上場廃止となりますが、持株会社は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部および証券会員制法人福岡証券取引所（以下「福岡証券取引所」といいます。）に上場申請を行うことを予定しております。上場日は東京証券取引所および福岡証券取引所の審査によりますが、持株会社の設立登記日（株式移転効力発生日）である2021年10月1日を予定しております。

2. 株式移転計画の内容の概要

次に掲げる「株式移転計画書（写）」に記載のとおりです。

株式移転計画書（写）

ヤマエ久野株式会社（以下「甲」という。）は、甲を株式移転完全子会社とする株式移転完全親会社（以下「乙」という。）を設立するための株式移転（以下「本件株式移転」という。）を行うにあたり、次のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を定める。

第1条（乙の目的、商号、本店の所在地等、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 乙の目的、商号、本店の所在地等、発行可能株式総数は次のとおりとする。

（1）乙の目的

乙の目的は、別紙「定款」第2条に記載のとおりとする。

（2）商号

乙の商号は、ヤマエグループホールディングス株式会社とし、英文では、YAMAE GROUP HOLDINGS CO., LTD. とする。

（3）本店の所在地等

乙の本店の所在地は、福岡市とし、その所在場所は、福岡市博多区博多駅東2丁目13番34号とする。

（4）発行可能株式総数

乙の発行可能株式総数は、45,600,000株とする。

2. 前項に定めるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙「定款」に記載のとおりとする。

第2条（乙の設立時取締役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

1. 乙の設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を除く。）の氏名は次のとおりとする。

網田 日出人

大森 礼仁

工藤 恭二

矢野 友敬

山田 良二

2. 乙の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

草場 信之

本田 潔

中西 常道

下坂 正夫

山本 智子

安倍 寛信

3. 乙の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

有限責任監査法人トーマツ

第3条（本件株式移転に際して交付する株式の数およびその割当て）

1. 乙は、本件株式移転に際して、本件株式移転が効力を生ずる時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲の株主名簿に記載または記録された甲の株主（以下「割当対象株主」という。）に対し、その所有する甲の普通株式に代わり、甲が基準時現在発行している普通株式の総数と同数の乙の普通株式を交付する。
2. 乙は、本件株式移転に際して、割当対象株主に対し、その所有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

第4条（乙の資本金および準備金に関する事項）

乙の設立時における資本金および準備金の額は次のとおりとする。

1. 資本金の額 2,974,593,692円
2. 資本準備金の額 0円
3. 利益準備金の額 0円

第5条（乙の成立の日）

乙の設立の登記をすべき日（以下「乙の成立の日」という。）は、2021年10月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

第6条（本計画承認株主総会）

甲は、2021年6月25日を開催日として定時株主総会を招集し、会社法第804条第1項の規定に基づく本計画の承認および本件株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲は、当該株主総会の開催日を変更することができる。

第7条（甲の株式上場廃止および乙の株式上場、株主名簿管理人）

1. 本件株式移転に伴い、甲は、その発行する株式の上場を廃止（2021年9月29日予定）し、乙は、その発行する株式を乙の成立の日において株式会社東京証券取引所市場第一部および証券会員制法人福岡証券取引所に上場することを予定する。
2. 乙の株主名簿管理人は、みずほ信託銀行株式会社（東京都中央区八重洲1丁目2番1号）とする。

第8条（事情変更）

本計画の作成後、乙の成立の日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により甲の財産または経営状態に重要な変更が生じた場合、本件株式移転の実行に重

大な支障となる事態が生じた場合その他本計画の目的の達成が困難となった場合には、甲は、甲の取締役会の決議により、本件株式移転に関する条件を変更し、または本件株式移転を中止することができる。

第9条（本計画の効力）

本計画は、第6条に定める甲の定時株主総会において本計画の承認が得られない場合、または本件株式移転につき法令に定める関係省庁等の承認が得られない場合には、その効力を失う。

第10条（規定外事項）

本計画に定める事項のほか、本件株式移転に関して必要な事項については、本件株式移転の趣旨に従い、これを決定する。

2021年5月31日

甲 福岡市博多区博多駅東2丁目13番34号
ヤマエ久野株式会社
代表取締役社長 大 森 礼 仁 ㊞

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社はヤマエグループホールディングス株式会社と称し、英文では YAMAE GROUP HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配又は管理することを目的とする。

(1) 次の商品に関する販売及び輸出入業。

- ① 食糧、砂糖、小麦粉、油脂及び油脂原料、飼料、農林水産物、加工食品、酒類。
- ② 畜産類及びその加工品。
- ③ 肥料及び肥料原料並びに農業用資材。
- ④ 化学製品一般及びその原料、毒物、劇物並びに医薬品、動物薬品、農薬品、医薬部外品、化粧品、その他各種薬品。
- ⑤ 木材、建築資材、住宅機器及びインテリア関係商品。
- ⑥ 各種機械、車輛、その他工具類、計量器及び情報通信機器、事務用機器、教育機器、店舗用什器備品、その他関係商品。
- ⑦ ゴム、パルプ、紙及びその製品、繊維製品、皮革製品、書籍、文房具、玩具、その他雑貨類。
- ⑧ 石炭、石油、ガス、その他燃料及びその副製品。
- ⑨ 電気、電子器具及びCD等の音楽ソフト、楽器関係製品。
- ⑩ 医療用具、健康用具。
- ⑪ 貴金属、宝石、美術品。

(2) 前号に関連する問屋業及び代理業。

(3) 畜産業及び家畜診療に関する事業。

(4) 山林業、製材業、木材加工業。

(5) 生命保険（生命保険の募集に関する業務）、損害保険及び自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業。

(6) 建築業並びに建築の設計及び監理業。

(7) 住宅瑕疵担保責任保険に関する契約の媒介又は業務の取次ぎ。

(8) 動産の賃貸業。

(9) 不動産の売買、仲介、賃貸借及び監理に関する一切の業務。

(10) 不動産の利用及びその開発。

(11) 飲食及び旅館業。

- (12) 文化施設（美術館、茶道、華道、手芸等）、厚生施設（奨学生を対象とした学生寮）、娯楽施設（劇場、公園、遊園地、ゴルフ場等）、スポーツ施設、駐車場の経営。
 - (13) 倉庫業。
 - (14) 造園、緑化事業。
 - (15) 農産物、畜産物、水産物の食品製造加工販売及び農産物の集荷販売。
 - (16) 自動車運送取扱事業。
 - (17) 一般貨物自動車運送事業。
 - (18) 特別積合せ貨物自動車運送事業。
 - (19) 土木一式工事業。
 - (20) 土地の開発事業。
 - (21) 土地の造成及び地域開発に関する事業並びにこれらに関する調査、企画、設計及び監理。
 - (22) 情報処理、情報通信に関するソフトウェアの企画、開発、加工データサービスの提供及び機器、システムの販売。
 - (23) 店舗運営、改装出店に関するコンサルティングサービス業務。
 - (24) 前各号に関連する事業。
2. グループ会社に対する経営コンサルティング業並びに知的財産権、ノウハウ等の取得、維持、管理、利用許諾及び譲渡の業務並びにこれらに付帯関連する一切の事業。

（本店の所在地）

第3条 当会社は本店を福岡市に置く。

（機 関）

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1. 取締役会
- 2. 監査等委員会
- 3. 会計監査人

（公告の方法）

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

（発行可能株式総数）

第6条 当会社の発行可能株式総数は、4,560万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式事務取扱規程)

第11条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式事務取扱規程による。

(基準日)

第12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほかとくに必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告のうえ、臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。

(招集者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は15名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は7名以内とする。

(選任)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役選任の決議は、すべて累積投票によらないものとする。
4. 監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に

終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(任期)

第20条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(報酬等)

第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第23条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役会の招集)

第24条 取締役会は、あらかじめ取締役会において定めた順序により取締役がこれを招集する。

2. 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急を要するときには、この期間を短縮することができる。
3. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議長)

第26条 取締役会の議長は、あらかじめ取締役会において定めた順序により取締役がこれにあたる。

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

第30条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急を要するときには、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第31条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第33条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第34条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。

(剰余金の配当の除斥期間)

第35条 剰余金の配当は、その支払開始の日から起算して3年以内に受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

(最初の事業年度)

第 1 条 当会社の最初の事業年度は、第33条の規定にかかわらず、当会社の設立の日から2022年3月31日までとする。

(最初の取締役の報酬等)

第 2 条 第22条の規定にかかわらず、当会社の設立の日から当会社の最初の定時株主総会終結の時までは、当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額は年額1億65百万円以内、監査等委員である取締役の報酬等の総額は年額28百万円以内とする。但し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。

(附則の削除)

第 3 条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。

3. 会社法第773条第1項第5号および第6号に掲げる事項についての定めとの相当性に関する事項

本件株式移転におきましては、当社の単独株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、株式移転時の当社の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、当社の株主の皆様へ不利益を与えないことを第一義として、当社の株主の皆様の所有する当社の普通株式1株に対して、持株会社の普通株式1株を割当交付することといたしました。このため、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりませんが、上記理由に鑑み、相当であると判断しております。

本件株式移転により交付する持株会社の新株式数は、23,686,752株を予定しております。但し、本件株式移転の効力発生に先立ち、当社の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する上記新株式数は変動いたします。

持株会社の資本金および準備金の額については、法令の範囲内で定めており、持株会社の目的および規模ならびに設立後の資本政策等に照らして相当であると判断しております。

4. 持株会社の取締役となる者（監査等委員である取締役となる者を除く。）に関する事項

持株会社の取締役となる者（監査等委員である取締役となる者を除く。）は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数	割当てられる 持株会社の 株 式 の 数
お う だ ひ で と 網 田 日 出 人 (1949年12月15日生)	1974年12月 当社入社 1999年7月 当社食品部長 2002年6月 当社取締役食品部長 2006年7月 当社取締役食品担当 2008年6月 当社常務取締役食品担当 2011年6月 当社専務取締役営業統轄 2012年6月 当社代表取締役専務営業統轄 2014年6月 当社代表取締役社長 2018年6月 当社代表取締役会長CEO (現在に至る)	11,400株	11,400株

〔取締役候補者とした理由〕

網田日出人氏は、2002年6月に当社取締役に就任、当社常務取締役、当社専務取締役を経て2012年6月に当社代表取締役専務に就任、2014年6月に当社代表取締役社長、そして2018年6月に当社代表取締役会長CEOと歴任しており、持続的な成長のために経営手腕を発揮しております。その豊富な経営経験と幅広い知見を活かし、グループ経営を統括する取締役として経営の意思決定に参画することが、グループの持続的な成長に資すると判断し、選任をお願いするものであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数	割当てられる 持株会社の 株 式 の 数
おお もり ひろ と 大 森 礼 仁 (1956年4月3日生)	1979年4月 当社入社 2005年7月 当社鮮冷部長 2009年4月 当社執行役員 鮮冷部長 2010年6月 当社取締役 鮮冷部長 2011年4月 当社取締役 鮮冷担当 2014年6月 当社常務取締役 食品・鮮冷・酒類担当 2016年6月 当社取締役専務執行役員 営業統轄、 2017年4月 当社取締役専務執行役員 営業統轄、 食品流通本部長、デリカSFホール ディングス株式会社代表取締役社長 2017年6月 当社代表取締役副社長 営業統轄、 食品流通本部長、デリカSFホール ディングス株式会社代表取締役社長 2018年5月 当社代表取締役副社長 営業統轄、 食品流通本部長 2018年6月 当社代表取締役社長COO 2020年6月 当社代表取締役社長COO 営業統 轄、食品流通本部長 2021年4月 当社代表取締役社長COO (現在に至る)	7,600株	7,600株
[取締役候補者とした理由] 大森礼仁氏は、2010年6月に当社取締役に就任し、2014年6月に当社常務取締役に就任、その後、当社取締役専務執行役員を経て、2017年6月には当社代表取締役副社長、2018年6月に当社代表取締役社長COOに就任しており、最高執行責任者として業績向上のために経営手腕を発揮しております。その豊富な経営経験と幅広い知見を活かし、グループ経営を統括する取締役として経営の意思決定に参画することが、グループの持続的な成長に資すると判断し、選任をお願いするものであります。			
く じょう きょう じ 工 藤 恭 二 (1962年11月13日生)	1985年4月 当社入社 2015年7月 当社鮮冷福岡支店長 2016年6月 当社執行役員 鮮冷福岡支店長 2017年4月 当社執行役員 鮮冷本部 鮮冷一部 長、鮮冷福岡支店長 2019年6月 当社常務執行役員 鮮冷本部長、鮮 冷本部 鮮冷一部長 2020年6月 当社取締役常務執行役員 鮮冷本部 長 2021年4月 当社取締役副社長 営業統轄、食品 流通本部長 (現在に至る)	5,200株	5,200株
[取締役候補者とした理由] 工藤恭二氏は、2016年6月に当社執行役員に就任、2019年6月に当社常務執行役員に就任し、2020年6月に当社取締役常務執行役員を経て、2021年4月に当社取締役副社長に就任しており、営業統轄として、当社の事業拡大にその手腕を発揮しております。その営業部門全般における豊富な経験と幅広い知見を活かし、グループ経営を統括する取締役として経営の意思決定に参画することが、グループの持続的な成長に資すると判断し、選任をお願いするものであります。			

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数	割当てられる 持株会社の 株 式 の 数
や の と も の り 矢 野 友 敬 (1957年12月16日生)	1981年 4 月 当社入社 1993年10月 当社リテールサポート推進室長 2008年 7 月 当社情報システム部長、リテールサ ポート推進室長 2009年 4 月 当社執行役員情報システム部長、リ テールサポート推進室長 2010年 4 月 当社執行役員経営・情報企画部長 2012年 6 月 当社取締役経営・情報企画部長 2012年 7 月 当社取締役経営・情報企画部長、通 信保険部長 2014年 6 月 当社取締役管理統轄補佐、経営・情 報企画担当、通信保険部長 2016年 6 月 当社常務執行役員 管理統轄補佐、 経営・情報企画担当、通信保険部長 2017年10月 当社常務執行役員 管理統轄補佐、 経理・情報システム担当、経営企画 部長、通信保険部長 2018年 6 月 当社取締役常務執行役員 管理統轄 2019年10月 当社取締役常務執行役員 管理統轄、 管財運用部長 2020年12月 当社取締役常務執行役員 管理統轄 (現在に至る)	13,000株	13,000株
[取締役候補者とした理由] 矢野友敬氏は、2012年 6 月に当社取締役に就任、2016年 6 月に当社常務執行役員を経て、2018年 6 月に当社取締役常務執行役員に就任しており、管理統轄として、管理部門全体の機能向上、基盤の整備のために手腕を発揮しております。その豊富な経営経験と幅広い知見を活かし、グループ経営を統括する取締役として経営の意思決定に参画することが、グループの持続的な成長に資すると判断し、選任をお願いするものであります。			
や ま だ り ょ う じ 山 田 良 二 (1962年 9 月19日生)	1985年 4 月 東京証券株式会社(現 東海東京証 券株式会社)入社 2003年 6 月 当社入社 2012年 7 月 当社総務部長 2014年 4 月 当社執行役員 総務部長 2017年 6 月 当社常務執行役員 人事・総務担当、 総務部長 2018年 6 月 当社常務執行役員 管理統轄補佐、 人事・総務担当、総務部長 2020年 4 月 当社常務執行役員 管理統轄補佐、 総務部長 2020年 6 月 当社取締役常務執行役員 管理統轄 補佐、総務部長 2021年 4 月 当社取締役常務執行役員 管理統轄 補佐、総務担当 (現在に至る)	5,700株	5,700株
[取締役候補者とした理由] 山田良二氏は、2014年 4 月に当社執行役員に就任、2017年 6 月に当社常務執行役員を経て、2020年 6 月に当社取締役常務執行役員に就任しており、管理統轄補佐、総務担当として、管理部門全体の機能向上や整備・運用のために手腕を発揮しております。その管理部門全般における豊富な経験と幅広い知見を活かし、グループ経営を統括する取締役として経営の意思決定に参画することが、グループの持続的な成長に資すると判断し、選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 矢野友敬氏は2016年 6 月の執行役員制度の変更に伴い、同年同月に取締役を退任しております。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 持株会社は、保険会社との間で会社法第430条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結する予定であり、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害を当該保険契約により補填することとし、その保険料は全額持株会社が負担する予定です。本議案が承認可決された場合には、取締役候補者 5 名は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

5. 持株会社の監査等委員である取締役となる者に関する事項

持株会社の監査等委員である取締役となる者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数	割当てられる 持株会社の 株 式 の 数
くさば のぶ ゆき 草 場 信 之 (1960年1月29日生)	1983年4月 当社入社 2010年7月 当社経営・情報企画部次長 2010年12月 当社社長付次長 2014年4月 当社監査室長 2018年6月 当社取締役常勤監査等委員 (現在に至る)	3,200株	3,200株
〔監査等委員である取締役候補者とした理由〕 草場信之氏は、経営企画部門、社長室での経験を中心とした当社の業務執行に関する知識を有しており、2014年4月に当社監査室長に就任、2018年6月に当社取締役常勤監査等委員に就任し、グループ会社全体の監査に深く関与するなど、豊富な経験を有していることから、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行することが期待できると判断し、選任をお願いするものであります。			
ほんだ きよし 本 田 潔 (1962年3月19日生)	1985年4月 当社入社 2015年7月 当社審査室長 2020年6月 当社執行役員 審査室長 2021年4月 当社執行役員 審査担当 (現在に至る)	3,300株	3,300株
〔監査等委員である取締役候補者とした理由〕 本田潔氏は、2015年7月に当社審査室長、2020年6月に当社執行役員 審査室長に就任、2021年4月に当社執行役員 審査担当に就任しており、与信管理等内部管理において豊富な知識・経験を有していることから、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行することが期待できると判断し、選任をお願いするものであります。			
なか にし つね みち 中 西 常 道 (1960年10月22日生)	1986年10月 監査法人朝日新和会計社(現 有限責任 あずさ監査法人) 入社 2008年6月 株式会社翔薬社外監査役(現任) 2008年7月 監査法人北三会計社代表社員(現任) 2013年6月 当社社外監査役 【社外取締役候補者】 2015年6月 株式会社タカラ薬局社外取締役(現任) 【独立役員候補者】 2016年6月 当社社外取締役監査等委員 (現在に至る)	一 株	一 株
〔監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要〕 中西常道氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、財務・会計・税務の専門知識を活かし、客観的かつ公正な視点からグループの経営の監督、チェック機能が期待できると判断し、選任をお願いするものであります。			

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数	割当てられる 持株会社の 株 式 の 数
しも 下 坂 正 夫 (1959年 8 月 27 日生) 【社外取締役候補者】 【独立役員候補者】	1982年 4 月 日 清製粉株式会社入社（現 株式会社日清製粉グループ本社） 2012年 4 月 日 清製粉株式会社取締役業務本部長 2012年 6 月 株式会社日清製粉グループ本社取締役 2012年 6 月 日本ロジテム株式会社社外取締役 2013年 6 月 同社取締役 2014年 6 月 同社常務取締役 2015年 6 月 株式会社日清製粉グループ本社企画本部本部長付参与 2015年12月 ホソカワミクロン株式会社社外取締役 2017年 6 月 株式会社日清製粉グループ本社内部統制部部長 2018年 6 月 同社内部監査部部長（現任） 2018年 6 月 当社社外取締役監査等委員（現在に至る）	－ 株	－ 株
[監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要] 下坂正夫氏は、企業経営の豊富な経験と幅広い見識を活かし、客観的かつ公正な視点からグループの経営の監督、チェック機能が期待できると判断し、選任をお願いするものであります。			
やま 山 本 智 子 (1959年 2 月 27 日生) 【社外取締役候補者】 【独立役員候補者】	1979年11月 全日本空輸株式会社入社 2000年10月 中央青山監査法人入所 2006年 7 月 中央税理士法人入所 2008年 2 月 山本智子公認会計士事務所所長（現任） 2008年 9 月 山本智子税理士事務所所長（現任） 2015年10月 独立行政法人空港周辺整備機構非常勤監事（現任） 2020年 6 月 当社社外取締役監査等委員（現在に至る）	－ 株	－ 株
[監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要] 山本智子氏は、会社の経営に参与した経験はありませんが、財務・会計・税務の専門知識を活かし、客観的かつ公正な視点からグループの経営の監督、チェック機能が期待できると判断し、選任をお願いするものであります。			
あ 安 倍 寛 信 (1952年 5 月 30 日生) 【社外取締役候補者】 【独立役員候補者】	1975年 4 月 三菱商事株式会社入社 2004年 2 月 同社中国支社長 2007年 4 月 同社執行役員 関西支社副支社長兼中国支社長 2010年 4 月 同社執行役員九州支社長 2012年 6 月 三菱商事パッケージング株式会社代表取締役社長執行役員 2021年 4 月 同社取締役 顧問（現在に至る）	－ 株	－ 株
[監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要] 安倍寛信氏は、会社経営者としての経験と幅広い見識に基づく視点からグループの経営の監督、チェック機能が期待できると判断し、選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 中西常道氏、下坂正夫氏、山本智子氏は当社の社外取締役であります。社外取締役監査等委員としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって、中西常道氏は 5 年、下坂正夫氏は 3 年、山本智子氏は 1 年となります。
3. 本議案が承認可決された場合には、持株会社は、監査等委員である取締役候補者 6 名との間で、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

4. 持株会社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結する予定であり、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害を当該保険契約により補填することとし、その保険料は全額持株会社が負担する予定です。本議案が承認可決された場合には、監査等委員である取締役候補者6名は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
5. 本議案が承認可決された場合には、持株会社は、中西常道氏、下坂正夫氏、山本智子氏、安倍寛信氏を東京証券取引所および福岡証券取引所規則に定める独立役員として届け出る予定であります。なお、4氏は、東京証券取引所および福岡証券取引所規則に定める独立役員の要件を満たしております。

6. 持株会社の会計監査人となる者に関する事項

持株会社の会計監査人となる者は、次のとおりであります。

(2021年2月28日現在)

名 称	有限責任監査法人トーマツ
主たる事務所	東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング
沿革	1968年5月 等松・青木監査法人設立 1975年5月 トウシュ ロス インターナショナル<TRI>（現 デロイト トウシュトーマツ リミテッド<DTTL>）へ加盟 1990年2月 監査法人トーマツに名称変更 2009年7月 有限責任監査法人への移行に伴い、名称を有限責任監査法人トーマツに変更
概要	資本金 1,077百万円 構成人員(2020年8月31日現在) 社員(公認会計士):510名 特定社員:56名 職員 公認会計士:2,757名 公認会計士試験合格者等(会計士補を含む):1,133名 その他専門職:2,238名 事務職:157名 合計:6,851名 監査関与会社(2020年5月31日現在) 3,296社

- (注) 1. 有限責任監査法人トーマツを会計監査人候補者とした理由は、同監査法人の規模、経験等の職務遂行能力および独立性、内部管理体制等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。
2. 有限責任監査法人トーマツは、過去3年間に、当社から会計に係るアドバイザー業務に対する報酬を受けています。

- ## 7. 当社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
- 該当する事項はありません。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の強化を図るため、1名増員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきまして監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況および業績等を評価した上で、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	お　　だ　　ひ　　で　　と 網　田　日　出　人 (1949年12月15日生) 【再任候補者】	1974年12月 当社入社 1999年7月 当社食品部長 2002年6月 当社取締役食品部長 2006年7月 当社取締役食品担当 2008年6月 当社常務取締役食品担当 2011年6月 当社専務取締役営業統轄 2012年6月 当社代表取締役専務営業統轄 2014年6月 当社代表取締役社長 2018年6月 当社代表取締役会長CEO (現在に至る)	11,400株
	〔取締役候補者とした理由〕 網田日出人氏は、2002年6月に当社取締役に就任、当社常務取締役、当社専務取締役を経て2012年6月に当社代表取締役専務に就任、2014年6月に当社代表取締役社長、そして2018年6月に当社代表取締役会長CEOと歴任しており、持続的な成長のために経営手腕を発揮しております。今後も当社のグループ経営を統括する取締役として経営の意思決定に参画することが、当社の持続的な成長に資すると判断し、選任をお願いするものであります。		
2	おお　もり　ひろ　と 大　森　礼　仁 (1956年4月3日生) 【再任候補者】	1979年4月 当社入社 2005年7月 当社鮮冷部長 2009年4月 当社執行役員鮮冷部長 2010年6月 当社取締役鮮冷部長 2011年4月 当社取締役鮮冷担当 2014年6月 当社常務取締役食品・鮮冷・酒類担当 2016年6月 当社取締役専務執行役員 営業統轄 2017年4月 当社取締役専務執行役員 営業統轄、食品流通本部長、デリカSFホールディングス株式会社代表取締役社長 2017年6月 当社代表取締役副社長 営業統轄、食品流通本部長、デリカSFホールディングス株式会社代表取締役社長 2018年5月 当社代表取締役副社長 営業統轄、食品流通本部長 2018年6月 当社代表取締役社長COO 2020年6月 当社代表取締役社長COO 営業統轄、食品流通本部長 2021年4月 当社代表取締役社長COO (現在に至る)	7,600株
	〔取締役候補者とした理由〕 大森礼仁氏は、2010年6月に当社取締役に就任し、2014年6月に当社常務取締役に就任、その後、当社取締役専務執行役員を経て、2017年6月には当社代表取締役副社長、2018年6月に当社代表取締役社長COOに就任しており、最高執行責任者として業績向上のために経営手腕を発揮しております。今後も当社のグループ経営を統括する取締役として経営の意思決定に参画することが、当社の持続的な成長に資すると判断し、選任をお願いするものであります。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
3	く どう きょう じ 工 藤 恭 二 (1962年11月13日生) 【再 任 候 補 者】	1985年 4 月 当社入社 2015年 7 月 当社鮮冷福岡支店長 2016年 6 月 当社執行役員 鮮冷福岡支店長 2017年 4 月 当社執行役員 鮮冷本部 鮮冷一部長、 鮮冷福岡支店長 2019年 6 月 当社常務執行役員 鮮冷本部長、鮮冷本 部 鮮冷一部長 2020年 6 月 当社取締役常務執行役員 鮮冷本部長 2021年 4 月 当社取締役副社長 営業統轄、食品流通 本部長 (現在に至る)	5,200株
〔取締役候補者とした理由〕 工藤恭二氏は、2016年 6 月に当社執行役員に就任、2019年 6 月に当社常務執行役員に就任し、2020年 6 月に当社取締役常務執行役員を経て、2021年 4 月に当社取締役副社長に就任しており、営業統轄として、当社の事業拡大にその手腕を発揮しております。当社のグループ経営を統括する取締役として経営の意思決定に参画することが、当社の持続的な成長に資すると判断し、選任をお願いするものであります。			
4	いま やま けん じ 今 山 賢 治 (1956年11月23日生) 【再 任 候 補 者】	1980年 4 月 当社入社 2010年11月 当社鮮冷福岡支店長 2012年11月 当社鮮冷部長 2014年 4 月 当社執行役員鮮冷部長 2016年 6 月 当社常務執行役員 鮮冷部長、海外事業 部長 2017年 4 月 当社常務執行役員 鮮冷本部長、海外事 業部長 2018年 5 月 当社常務執行役員 鮮冷本部長、海外事 業部長、デリカ S F ホールディングス 株式会社代表取締役社長 2018年 6 月 当社取締役専務執行役員 食品流通本 部長、鮮冷本部長、海外事業部長、デリ カ S F ホールディングス株式会社代表 取締役社長 2019年 4 月 当社取締役専務執行役員 食品流通本 部長、鮮冷本部長、デリカ S F ホールデ ィングス株式会社代表取締役社長 2019年 6 月 当社取締役専務執行役員 営業統轄、食 品流通本部長、デリカ S F ホールデ ィングス株式会社代表取締役社長 2020年 5 月 当社取締役専務執行役員 営業統轄、食 品流通本部長 2020年 6 月 当社取締役専務執行役員 関東統轄、東 京支社長 (現在に至る)	8,200株
〔取締役候補者とした理由〕 今山賢治氏は、2014年 4 月に当社執行役員、2016年 6 月に当社常務執行役員に就任、その後、2018年 6 月に当社取締役専務執行役員に就任し、関東統轄および東京支社長として、当社の事業拡大にその手腕を発揮しております。今後も当社のグループ経営を統括する取締役として経営の意思決定に参画することが、当社の持続的な成長に資すると判断し、選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
5	て つか かつ み 手 塚 勝 己 (1956年 8 月 20 日生) 【再 任 候 補 者】	1979年 4 月 当社入社 2008年 4 月 当社木材住資鹿児島支店長 2010年 7 月 当社木材住資部長 2014年 6 月 当社取締役木材住資部長、管財運用部長 2016年 6 月 当社常務執行役員 木材住資部長 2018年 4 月 当社常務執行役員 木材住資部長、管財運用部長 2018年 6 月 当社取締役常務執行役員 木材住資部長、管財運用部長 2019年 4 月 当社取締役常務執行役員 木材住資担当、管財運用部長 2019年10月 当社取締役常務執行役員 木材住資担当 2020年 6 月 当社取締役専務執行役員 木材住資担当、通信保険部長 (現在に至る)	6,600株
〔取締役候補者とした理由〕 手塚勝己氏は、2014年 6 月に当社取締役就任、2016年 6 月に当社常務執行役員に就任し、その後、2018年 6 月に当社取締役常務執行役員を経て、2020年 6 月に当社取締役専務執行役員に就任しており、当社の木材住資担当、通信保険部長として、当社の事業拡大にその手腕を発揮しております。今後も当社のグループ経営を統括する取締役として経営の意思決定に参画することが、当社の持続的な成長に資すると判断し、選任をお願いするものであります。			
6	や の とも のり 矢 野 友 敬 (1957年12月16日生) 【再 任 候 補 者】	1981年 4 月 当社入社 1993年10月 当社リテールサポート推進室長 2008年 7 月 当社情報システム部長、リテールサポート推進室長 2009年 4 月 当社執行役員情報システム部長、リテールサポート推進室長 2010年 4 月 当社執行役員経営・情報企画部長 2012年 6 月 当社取締役経営・情報企画部長 2012年 7 月 当社取締役経営・情報企画部長、通信保険部長 2014年 6 月 当社取締役管理統轄補佐、経営・情報企画担当、通信保険部長 2016年 6 月 当社常務執行役員 管理統轄補佐、経営・情報企画担当、通信保険部長 2017年10月 当社常務執行役員 管理統轄補佐、経理・情報システム担当、経営企画部長、通信保険部長 2018年 6 月 当社取締役常務執行役員 管理統轄 2019年10月 当社取締役常務執行役員 管理統轄、管財運用部長 2020年12月 当社取締役常務執行役員 管理統轄 (現在に至る)	13,000株
〔取締役候補者とした理由〕 矢野友敬氏は、2012年 6 月に当社取締役就任、2016年 6 月に当社常務執行役員を経て、2018年 6 月に当社取締役常務執行役員に就任しており、管理統轄として、管理部門全体の機能向上、基盤の整備のために手腕を発揮しております。今後も当社のグループ経営を統括する取締役として経営の意思決定に参画することが、当社の持続的な成長に資すると判断し、選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
7	やま だ りょう じ 山 田 良 二 (1962年 9 月 19 日生) 【再 任 候 補 者】	1985年 4 月 東京証券株式会社 (現 東海東京証券株 式会社) 入社 2003年 6 月 当社入社 2012年 7 月 当社総務部長 2014年 4 月 当社執行役員 総務部長 2017年 6 月 当社常務執行役員 人事・総務担当、総 務部長 2018年 6 月 当社常務執行役員 管理統轄補佐、人 事・総務担当、総務部長 2020年 4 月 当社常務執行役員 管理統轄補佐、総務 部長 2020年 6 月 当社取締役常務執行役員 管理統轄補 佐、総務部長 2021年 4 月 当社取締役常務執行役員 管理統轄補 佐、総務担当 (現在に至る)	5,700株
	〔取締役候補者とした理由〕 山田良二氏は、2014年 4 月に当社執行役員に就任、2017年 6 月に当社常務執行役員に就 任、その後、2020年 6 月に当社取締役常務執行役員に就任しており、管理統轄補佐、総務 担当として、管理部門全体の機能向上や整備・運用のために手腕を発揮しております。当 社のグループ経営を統括する取締役として経営の意思決定に参画することが、当社の持続 的な成長に資すると判断し、選任をお願いするものであります。		
8	た なか さとし 田 中 敏 (1962年 1 月 5 日生) 【新 任 候 補 者】	1984年 4 月 当社入社 2016年 7 月 当社食品部部長 2017年 4 月 当社食品流通本部 日配部長 2017年 6 月 当社執行役員 食品流通本部 日配部長 2021年 4 月 当社執行役員 食品流通本部 日配担当 (現在に至る)	2,200株
	〔取締役候補者とした理由〕 田中敏氏は、2017年 6 月に当社執行役員に就任しており、日配担当として、当社の事業 拡大にその手腕を発揮しております。当社のグループ経営を統括する取締役として経営の 意思決定に参画することが、当社の持続的な成長に資すると判断し、選任をお願いするも のであります。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 手塚勝己氏、矢野友敬氏は2016年 6 月の執行役員制度の変更に伴い、同年同月に取締役を退任
 しております。
3. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者が負担することになる
 損害賠償請求訴訟における損害を当該保険契約により補填することとしており、その保険料を
 全額当社が負担しております。本議案が承認可決された場合には、取締役候補者 8 名は当該保
 険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定し
 ております。

第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役齋藤浩美氏および廣瀬嘉彦氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
1	ほん だ きよし 本 田 潔 (1962年3月19日生) 【新任候補者】	1985年4月 当社入社 2015年7月 当社審査室長 2020年6月 当社執行役員 審査室長 2021年4月 当社執行役員 審査担当 (現在に至る)	3,300株
	〔監査等委員である取締役候補者とした理由〕 本田潔氏は、2015年7月に当社審査室長、2020年6月に当社執行役員 審査室長に就任、2021年4月に当社執行役員 審査担当に就任しており、与信管理等内部管理において豊富な知識・経験を有していることから、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行することが期待できると判断し、選任をお願いするものであります。		
2	あ べ ひろ のぶ 安 倍 寛 信 (1952年5月30日生) 【新任候補者】 【社外取締役候補者】 【独立役員候補者】	1975年4月 三菱商事株式会社入社 2004年2月 同社中国支社長 2007年4月 同社執行役員 関西支社副支社長兼中国支社長 2010年4月 同社執行役員九州支社長 2012年6月 三菱商事パッケージング株式会社代表取締役社長執行役員 2021年4月 同社取締役 顧問 (現在に至る)	－ 株
	〔監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要〕 安倍寛信氏は、会社経営者としての経験と幅広い見識に基づく視点から当社の経営の監督、チェック機能が期待できると判断し、選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、監査等委員である取締役候補者2名との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
3. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害を当該保険契約により補填することとしており、その保険料を全額当社が負担しております。本議案が承認可決された場合には、監査等委員である取締役候補者2名は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 安倍寛信氏は東京証券取引所および福岡証券取引所規則に定める独立役員の要件を満たしており、同氏が社外取締役として選任された場合、新たに独立役員として届け出る予定であります。

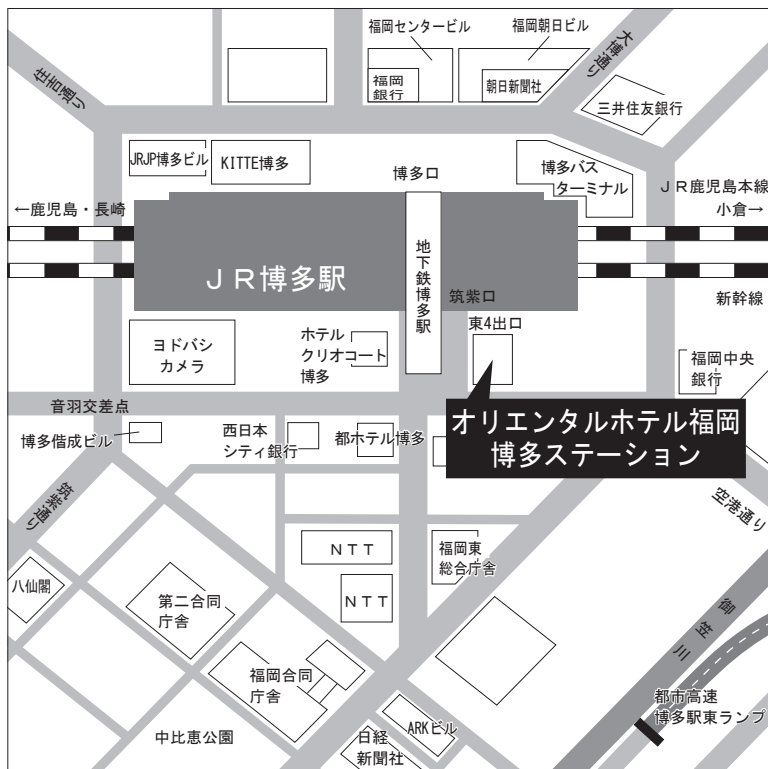
以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

オリエンタルホテル福岡 博多ステーション3階
「オリエンタルボールルーム山笠」
福岡市博多区博多駅中央街4-23 TEL (092) 461-0170



交通のご案内

- ・JR「博多駅」筑紫口より徒歩1分
 - ・地下鉄「博多駅」東4番出口直結
- ※当社専用の駐車場はご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

